平成２８年（フ）第２０４７号
愛知県海部郡大治町大字西條字南井口42番地
破産者　関根　好文
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６６８号
名古屋市瑞穂区河岸１丁目９番15号
破産者　津嶌　誠一
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６８７号
名古屋市西区中小田井３丁目226番地
破産者　鈴木　　博
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７８６号
名古屋市中川区月島町４番８号
破産者　中川須美子
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８９６号
大阪市福島区玉川１丁目１番21―806号
破産者　藤井麻里奈（旧姓大橋）
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６１８号
大阪府東大阪市三島１丁目９番23号、前住所大阪府東大阪市東鴻池町５丁目７番63号
破産者　小島　茂靖
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７１０号
大阪市北区菅原町10番11―704号
破産者　大野　達也
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８２５号
大阪市西区九条１丁目23番14―503号
破産者　藤森　瑞恵
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９号
大阪市西成区花園北１丁目５番21号シニアハウス笑楽花園北、前住所兵庫県尼崎市東園田町２丁目90番地の８
破産者　平山　清則
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１８号
北九州市門司区大字畑355番地、開始決定時の住所北九州市小倉北区霧ケ丘３丁目２番５―401号
破産者　野島可奈子
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１２２号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目35番36号
破産者　白濵　浩司
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
北海道岩見沢市日の出南２丁目２番５―101号　市営住宅５号棟101号室
破産者　渡邉　　學
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第８５号
札幌市南区澄川２条２丁目６番２―612号
破産者　相川　邦隆
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第２２号
山形県最上郡戸沢村大字津谷1830番地211号
破産者　早坂　正雄
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第４４号
兵庫県たつの市揖保川町馬場778番地
破産者　吉田満美子
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第７２号
広島県三原市久井町羽倉730番地２、開始決定時の住所広島県福山市伊勢丘８丁目28番20号
破産者　平野　穂積
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２２８号
佐賀市八幡小路３番25―２号　カーサ・カリエンテⅠ202
破産者　小池　俊児
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係